

エネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金（第5期）実施要領

（趣旨）

第1条 エネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金（第5期）（以下「補助金」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。

（事務局）

第2条 補助金交付申請書の受付や問合せ対応業務など、補助金交付事務の一部はエネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金（第5期）事務局（以下「事務局」という。）が行うこととし、事務局は委託事業を実施する団体をいう。

（対象経費）

第3条 次の経費は、エネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金（第5期）交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定める補助対象経費に含まれないものとする。

- （1）汎用性が高い物品等に要する経費
- （2）設備等の機能向上を伴わない修理、更新等に要する経費
- （3）設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- （4）消耗品（取得価格の単価が税抜10万円未満又は耐用年数1年未満のもの）
- （5）公租公課
- （6）保守・点検料
- （7）保険料
- （8）手数料
- （9）申請書作成に要する経費
- （10）補助事業の実施に係る自社の人件費
- （11）旅費、宿泊費
- （12）支払利息及び遅延損害金
- （13）申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社等）又は代表者の親族から購入等した経費
- （14）国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- （15）自社で所有していない物（リース物件等）及び他の補助事業で整備されたもので減価償却期間が到来していない物等の改良に係る経費
- （16）建物、建物附属設備、構築物の購入等に要する経費
- （17）中古品の購入に要する経費
- （18）設備等のリース・レンタルに要する経費
- （19）上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

（交付の申請）

第4条 補助対象事業者が交付要綱第5条により補助金の申請を行うとき、様式第2号と併せ提出が必要な書類は次のとおりとする。

- （1）補助金経費積算明細書に記載された設備等に対応する見積書及びその設備等の規格、性能、定価等概要が分かる書類
- （2）誓約書（暴力団排除関係）

- (3) 企業の役員名簿
- (4) 直近1期分の決算書の写し
- (5) 法人の場合は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
個人事業主の場合は、開業届の写し（税務署の受付印があるもの）
- (6) 県税に未納がないことの証明ができる書類又は徴収の猶予を受けていることがわかる証明書の写し
- (7) 許可、登録等を要する業種の場合は、その書面の写し
- (8) 設備等を改良する場合は、減価償却明細書の写し
- (9) その他、知事が必要と認める書類

（事業の内容の変更）

第5条 交付要綱第8条による事業の内容の変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の20%を超える減額を行う場合
- (2) 補助事業に要する経費の区分相互間において、補助対象経費の配分をいずれか低い額の20%を超える範囲で変更を行う場合
- (3) 補助事業の内容を著しく変更する場合

2 補助対象事業者が交付要綱第8条により補助金の変更承認申請を行うとき、様式第4号と併せ提出が必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の減額を行う場合、設備等の変更後の見積書
- (2) 購入する設備等の機種・規格の変更及び同等品への変更を行う場合、変更後の設備等の見積書及びその設備等の規格、性能、定価等概要が分かる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 交付要綱第8条ただし書における「軽微な変更」とは、当初計画の目的を達する範囲内における次の変更とする。

- (1) 補助事業に要する経費の20%以内の減額を行う場合
- (2) 補助事業に要する経費の区分相互間において、補助対象経費の配分をいずれか低い額の20%以内の範囲で変更を行う場合
- (3) その他知事が軽微なものと認める変更を行う場合

（実績報告）

第6条 交付要綱第12条による実績報告には、様式第8号と併せ、次の書類の添付を求める。

- (1) 購入した設備等の領収書及び納品書の写し
- (2) 購入した設備等の写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 交付要綱第13条に定める「現地調査等」では次の事項を確認する。

- (1) 購入した設備等の設置・稼働状況及び技術指導、外注委託の実施状況
- (2) 実績報告書へ添付した書類の原本
- (3) 事業の出納に関する帳簿
- (4) その他知事が実績報告書記載事項で確認が必要と判断したもの

- 2 前項の事項を確認できた場合は、必要に応じて、設備等へステッカーを貼り付けるなどの手段により、設備等へ補助金が充当されていることを明示する。

附 則

この実施要領は、令和6年7月3日から施行する。